

岐阜県農業経営改善関係資金制度運営要領

平成14年 9月17日農産第 882号
最終改正 令和 4年 5月20日農経第 339号

第1 趣旨

本要領は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が円滑かつ的確に供給されるよう、関係資金の融通について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか必要な事項について定めるものである。

第2 対象資金等

1 本要領の対象とする資金（以下「本要領対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	
<p>1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金のうち、岐阜県が利子補給措置を講ずるものであって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定農業者向け（注1、2、3） ② 認定新規就農者向け（注4） ③ その他担い手向け</p>	<p>農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給</p> <p>[2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない]</p>	経営改善のための一般的な長期資金へ有利子V
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）</p> <p>（1）農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） （注3） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） [認定農業者向け]</p> <p>（2）経営体育成強化資金（注5） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>[2（1）の資金については1又は2（3）の資金との、2（2）の資金については1又は2（3）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない]</p>	

<p>(3) 農業改良資金（注6） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔その他担い手向け〕</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>〔1又は2（1）若しくは（2）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	<p>特別の場合の長期資金へ無利子</p>
<p>(4) 青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定新規就農者向け〕</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>〔1又は2（2）若しくは（3）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	

- (注1) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者及び認定を受けた農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者をいう。
- (注2) 農業近代化資金融通措置要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に定める農業近代化資金を借り入れる場合の手続については、岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱に定めるところによる。
- (注3) クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。
- (注4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。
- (注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）により対応するものとする。
- (注6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

2 本要領対象資金の分担関係は、返済期間、貸付限度額及び債権保全措置等を考慮のうえ、各資金の内容に応じて振り分けられるが、原則として次のとおりとする。

なお、各資金の併せ貸しも可能とするが、同一融資対象への併せ貸しは行わないものとする。

- (1) 経営改善のための一般的な長期資金
返済期間が15年以内であり、かつ借入額が、認定農業者については1,800万円（法人は3,600万円）、その他の担い手（集落営農組織又は集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者を除く。以下同じ。）については1,500万円（法人は3,000万円）を超えない場合については農業近代化資金で対応し、農業近代化資金で対応できない場合については、公庫資金で対応する。
- (2) 新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジするための長期資金
返済期間が10年以内である場合については農業改良資金で対応し、農業改良資金で対応できない場合については、その他の公庫資金で対応する。
- (3) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする場合を含む）の取得を含む長期資金
少なくとも農地等の取得に関する部分は公庫資金で対応するが、他の資金による農地等の取得以外の融資対象への併せ貸しは可能とする。

第3 農業者の手続等

本要領対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱等において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 公庫資金の借入れを希望する場合は、株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関に

イ 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に

1の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)）（以下、「経営改善資金計画書」という。）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合、それぞれの融資機関が行う手続等については、本要領で定める窓口機関の手続等（第4の2の(1)、(3)及び(4)を除く）に準ずるものとする。

また、この場合、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙1の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあっては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあっては3,000万円以下であり、かつ直近期末の借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス

属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。

ただし、今後5年間の間に本要領対象資金の借入を予定している場合、負債の整理に必要な長期運転資金の借入を含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする（ただし、被災借入希望者等を除く。）。

- (2) 認定農業者にあつては（1）の書類と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては（1）の書類と併せ青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、（6）の窓口機関に提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）等（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する事業を営む者である場合は、家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

- (4) 借入希望者の経営改善資金計画書の作成（経営改善資金計画書の記載不備を理由に、（6）の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）にあつては、融資機関及び関係機関（農林事務所、市町村、農業委員会、担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等をいう。以下同じ。）は、極力助言・支援を行い、事前の調整等が図られるよう努めるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。

- (5) （6）の窓口機関は、借入の審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、農林事務所に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、農林事務所は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が（2）の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、農林事務所は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の（2）の確認書を提出することができるものとする。

- (6) 経営改善資金計画書等（（1）及び（2）の規定に基づき、借入希望者等が、並びに（5）の規定に基づき農林事務所が窓口機関に提出する書類。以下同じ。）の提出先となる窓口機関は、

ア 本要領対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合）

イ 株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関
とし、具体的には別に定める金融機関リストによるものとする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、県農政部農業経営課又は農林事務所に照会できるものとする。

2 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 農業近代化資金に係る農業信用基金協会の保証については、第5の1の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 1,800万円、法人 3,600万円

イ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人 1,500万円、法人 3,000万円（任意団体も同じ。）

- (4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間農林事務所等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。

3 借入申込希望書等の提出期限

借入希望者が1の(1)及び(2)に規定する書類を窓口機関に提出する期限は、原則毎月1日又は16日とする。

第4 窓口機関の手続等

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要領対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、融資相談案件（苦情等相談）処理簿を整備するものとする。（参考様式6）

また、窓口機関は、借入希望者から第3の1の(4)に基づき、本要領対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件（苦情等相談）処理簿にその内容・処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関の関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、内容及び添

付書類等を確認のうえ、次のルールに従って関係機関に関係書類の写しを送付するものとするが、窓口機関と融資機関の間の協議に基づいて行うものであれば、融資機関が次の（２）から（５）までの各手続を窓口機関に代わって行うことができるものとする。

（１） 窓口機関は、

ア 窓口機関が株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関である場合は借入希望者と取引のある民間金融機関に対し、

イ 窓口機関が民間金融機関である場合は株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関に対し、

関係書類の写しを送付し、協議のうえ、第２の２の分担関係に基づき、適切な資金及び融資機関を選定するものとする。

ただし、借入希望者が収支計画を省略して手続きを行った場合で、かつ第２の２の分担関係に照らして、融資機関が単独で対応することが適切であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

（２） 窓口機関は、借入希望者が認定農業者である場合で農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の活用が考えられる場合及び認定新規就農者である場合で青年等就農資金及び経営体育成強化資金（認定就農計画に基づく場合に限る。）の活用が考えられる場合は、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第１に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下、「推進会議」という。）の事務局へ関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画の認定を求めるものとする。なお、推進会議が、資金の貸付けの認定に関する事務を融資機関に委任する場合は、当該融資機関へ関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画の認定を求めるとする。

（３） 窓口機関は、借入希望者が認定農業者ではない場合及び農業改良資金の活用が考えられる場合は、農林事務所へ写しを送付するとともに、農業改良資金の活用が考えられる場合は、農林事務所に対し農業改良措置の判断について意見を求めるものとする。

（４） 窓口機関は、第２の２の分担関係に照らして、民間金融機関が対応することが適切である場合には、借入希望者が、農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、当該協会に関係書類の写しを送付するものとする。

（５） 窓口機関は、借入希望者が、集落営農組織若しくは集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者、農業参入法人又は認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員になろうとする者であって、農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れようとする場合は、推進会議の事務局へ関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画の認定を求めるものとする。

（６） 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号をぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社内）に随時提供することに努めることとし、少なくとも５月及び１１月の年２回提供することとする。

3 借入希望者への通知

（１） 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

（２） 窓口機関は、第５の７による融資審査の結果をもとに、経営改善資金計画書等の受理から原則として１年半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- (3) (2) の場合において、融資を行わないときは、参考様式 2 又は参考様式 2 を参考にして当該融資機関が定める様式の総括表により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

第 5 融資機関の融資審査等

- 1 第 4 の 2 の (1) により選定された融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙 3 の融資審査の考え方を参考として、
 - (1) 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - (2) 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
 - (3) 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているかについて責任をもって判断するものとする。
- 2 融資機関は、1 の判断に際して必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。
- 3 借入希望者が機関保証を希望しており、民間融資機関としても農業信用基金協会の保証が必要であると判断する場合には、当該融資機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- 4 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 7 条に規定する県の認定手続の準備を並行して進めるものとする。
- 5 融資審査を進める中で、選定された融資機関では融資できない可能性が高く、かつ他の融資機関に変更することで融資できる可能性がある場合については、選定された融資機関は、窓口機関の受理から 3 週間以内に、他の融資機関に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。
- 6 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1 年間農林事務所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1 年後に再度判断を行うものとする。

ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、農林事務所等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。
- 7 窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資機関は総括表により融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

第 6 経営改善資金計画の審査等

- 1 推進会議の審査等

第 4 の 2 の (2) 及び (5) により関係書類の写しの送付を受けた推進会議の事務局は、資金の貸付けの認定に関する事務を融資機関に委任する場合を除き、推進会議の各構成機関に関係書類の写しを送付し、会議形式又は稟議形式により、経営改善資金計画について、農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性等を考慮のうえ、認定を行うものとする。

なお、経営改善資金計画の認定にあたっては、総括表中「特別融資制度推進会議記載欄」を活用し、それをもって融資機関に回答するものとする。（参考様式 5）
- 2 農林事務所及び農業経営課の審査等

第 4 の 2 の (3) により関係書類の写しの送付を受けた農林事務所は、農業改良資

金の活用が考えられる場合にあつては、農業改良措置について、市町村等関係機関の意見を参酌し、適否を審査するものとする。また、審査を行った結果について、農林事務所長の意見書を作成し、受領した書類を添付して農業経営課へ送付するものとする。

農業経営課は、提出された書類及び審査結果を総合的に勘案して認定の可否を判断し、その結果を融資機関に通知するものとする。

第7 融資手続

融資を行う場合は、第4の3の(2)のほか、当該融資機関は借入希望者に融資審査の結果を通知するとともに、正式な借入申込書(参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式)、(農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書(参考様式4又は参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式))等の提出を求め、融資可否の通知から原則として2週間以内に全ての手続きを完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行を確実に行うものとする。

第8 融資実行後の措置

- 1 借受者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況報告書(参考様式1又は参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式)により、経営状況を融資機関に報告するものとし、報告を受けた融資機関は、農業改良資金にあつては、その写しを農業経営課へ送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、農林事務所が濃密な指導(新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。)を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該農林事務所に送付するものとする。

なお、この報告は、原則として毎年12月末日(法人にあつては事業年度の末日)までの1年間の内容について、翌年3月末日(法人にあつては事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内)までに報告するものとする。

ただし、収支計画の作成を省略して融資を受けた借受けにあつては、融資機関から経営状況等の報告を求められた場合を除いて、報告を省略できるものとする。

- 2 融資機関は、1により借受者から提出された経営状況報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な支援を行うものとする。

第9 その他

- 1 本要領の運営に当たって、関係機関は、できる限り事務手続等を同時並行して進めるよう努めるとともに、適正かつ効率的な運営が図られるよう、十分配慮するものとする。
- 2 関係機関は、本要領対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、融資相談案件(苦情等相談)処理簿を整備するものとする。(参考様式6)
- 3 関係機関は、本要領に基づく融資に関し、融資機関の融資審査において意見を求められた場合には、できる限り審査に協力するものとする。
- 4 融資機関からの要請があつた場合、関係機関は、融資機関との協議に基づき、その支援分担関係を明確にしたうえで、その借受者の経営改善が確実に達成されるよう、適切な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 6 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第4の2の

規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。

7 融資機関は、借入申込書、経営改善資金計画書、添付書類及び証拠書類等について、他の事業のものと明確に区分し、原則償還が終わるまで保管するものとする。

8 窓口機関、農林事務所その他の関係する機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他個人情報の保護に関する規定に基づき、本運営要領対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、適正に取り扱うものとする。

附則

この要領は、平成14年 9月17日より施行する。

附則

この要領は、平成15年 3月 4日より施行する。

附則

この要領は、平成15年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成16年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成17年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成17年10月15日より施行する。

附則

この要領は、平成18年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成20年12月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成26年 4月 1日より施行する。

ただし、この要綱による改正後の様式については、平成27年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

附則

この要領は、平成27年 4月 1日より施行する。

ただし、この要綱による改正後の様式については、平成28年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

附則

この要領は、平成28年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成28年12月27日より施行する。

附則

この要領は、平成29年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成30年 4月 1日より施行する。

附則

この要領は、平成30年 8月23日より施行する。

附則

1. この要領は、令和 2年 4月 1日より施行する。

2. この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 30 日より施行する。

附則

1. この要領は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。
2. この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 2 月 12 日より施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和 4 年 5 月 20 日より施行する。ただし、第 3 の 1 の (3) の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。